

平成20年4月25日

各 位

紀州製紙株式会社

公正取引委員会からの排除命令について

本日、当社は公正取引委員会から当社製品について、事実と異なる表示により一般消費者の皆様への誤認を招くとして、不当景品類及び不当表示防止法第6条第1項の規定に基づき、排除命令を受けましたのでお知らせいたします。

1. 排除命令の内容

当社がお取引先様を通じて消費者の皆様へ販売したコピー用紙（「再生PPC100」）に関して、遅くとも平成16年10月頃から平成20年1月頃までの間、当該商品の包装に貼付した商品ラベル及び当該商品を詰めた箱に「再生PPC100」及び「古紙パルプ配合率100%」と記載することにより、あたかも当該商品の原材料に古紙パルプが100%用いられているかのように示す表示をしておりましたが、当該表示は事実とは異なるものであり、一般消費者の皆様に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであるとして、今回の処分となりました。

2. 当社の対応

当社におきましては、当該表示及びこれと同様の表示を行っていた製品につきましては、既に生産を中止又は表示の変更等を実施するなど適正な措置をとっておりますが、今回の排除命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後このような事態を生じさせないよう、既に策定・公表しております再発防止策を確実に実施し、適正な表示記載に万全を期してまいります。

本件により、お客様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたことに対し、改めて深くお詫び申し上げます。現在、当社におきましては再発防止及び信頼回復のための諸施策に取り組んでいるところでありますので、何卒ご理解を賜り、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上